

かながわの特別支援教育推進プロジェクト会議

後期中等教育段階における

様々な支援の在り方（報告）

平成21年6月

神奈川県教育委員会



## はじめに

平成19年3月、後期中等教育における特別支援教育の在り方を検討するため、「かながわの特別支援教育推進プロジェクト会議」を設置し、県立高校及び県立特別支援学校高等部において、生徒一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくための体制整備について協議してきた。

平成19年度には、県立特別支援学校の過大規模化への対応として、平成16年度より県立高校内に設置した特別支援学校分教室の在り方について検討した。分教室の設置期限については、特別支援学校への入学希望生徒数の急増が今後も続くと思われるため、5年間という期限設定を見直し、今後も引き続き設置することとした。併せて、「共に育ち合う教育」の場として期待される効果等を内容とする報告を、平成19年9月に「養護学校分教室の今後のあり方について」としてまとめた（別添資料参照）。

平成20年度には、現在、後期中等教育が直面している特別支援教育に係る課題を整理し、今後、取り組むべき方策について協議した。具体的には、後期中等教育段階の生徒の多様な教育的ニーズに対応していくため、県立高校と県立特別支援学校が、どのように連携しながら取り組んでいくことができるか協議を行った。

今後、本報告書で検討した方策を実現することができるよう、県立高校と県立特別支援学校の連携した取組や、研究指定校による先導的取組を活かしながら、各校における特別支援教育が推進されることを期待したい。

また、後期中等教育段階の生徒には、特別支援教育の対象となる生徒以外にも、不登校や対人関係がうまくとれない等、様々な支援を必要とする生徒がいる。今後、本プロジェクトの成果を踏まえ、特別支援教育の取組を推し進めるとともに、障害の有無にかかわらず生徒一人ひとりの教育的ニーズに対して、その生徒に応じた働きかけをしていく「支援教育」の具現化へとつなげていきたい。

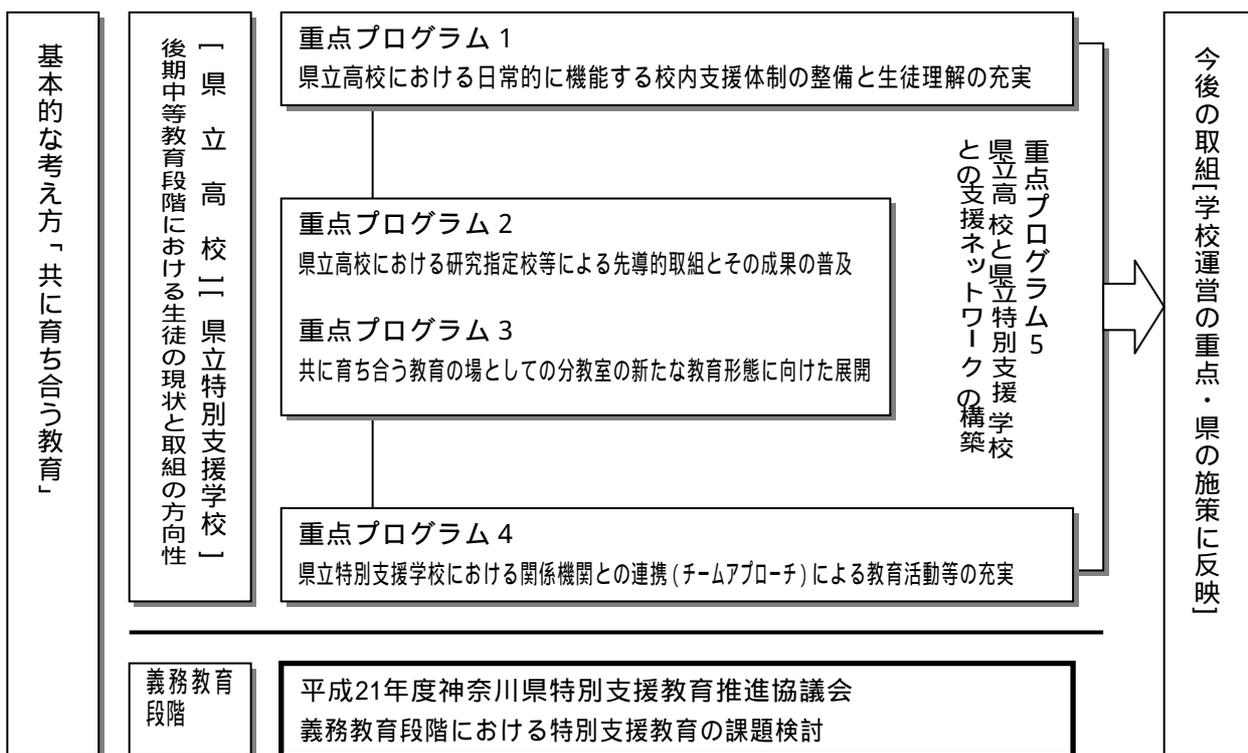
神奈川県教育委員会としては、これらの取組を通して、後期中等教育段階にある本県のすべての生徒が、その教育的ニーズに応じて、適切な教育を受けることができるよう、引き続き努力していきたい。

はじめに

目 次

基本的な考え方	-----	1
後期中等教育段階における生徒の現状と対応の方向性	-----	2
5つの重点プログラム	-----	4
重点プログラム1		
県立高校における日常的に機能する校内支援体制の整備と生徒理解の充実		
重点プログラム2	-----	6
県立高校における研究指定校等による先導的取組とその成果の普及		
重点プログラム3	-----	8
共に育ち合う教育の場としての分教室の新たな教育形態に向けた展開		
重点プログラム4	-----	10
県立特別支援学校における関係機関との連携(チームアプローチ)による教育活動等の充実		
重点プログラム5	-----	12
県立高校と県立特別支援学校との支援ネットワークの構築		
本プロジェクトの今後の取組	-----	14

別添資料



## 基本的な考え方

学校教育法の一部改正により、障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、必要な支援と適切な指導を行う「特別支援教育<sup>※1</sup>」が、平成19年4月1日から本格的に開始された。

一方、神奈川県においては、これまで一人ひとりに応じた「必要な教育」を「必要な場」で実施し、一人ひとりが出発点から持っている能力を最大限にいかすなど、可能性をより追求していく教育を目指す「共に学び共に育つ教育」の理念の具現化を目指して、障害児教育に取り組んできた。

また、平成14年3月「これからの支援教育の在り方」(報告)において、障害の有無にかかわらず、全ての子どもを対象として、教育的ニーズに対応する「支援教育<sup>※2</sup>」という新しい考え方が提言された。

さらに、県教育委員会では、平成19年8月に「かながわ教育ビジョン」を策定し、重点的な取組の一つとして「共に育ち合う教育」を位置付け、ニーズに応じた教育を進めるために必要な環境を整え、インクルージョン教育を目指すこととした。さらに、県立特別支援学校等の整備を進めるとともに、後期中等教育段階における支援教育の体制の充実を進めることを明記した。

「共に育ち合う教育」とは...

「すべての子どもがよりよい環境で学べるよう、ニーズに応じた教育を進めます。具体的には、障害があることや国籍が違うことなどで、学ぶことに支障が生じないように、必要な環境を整えます。そして、子どもたちが成長の過程で様々な人々と出会い共に学ぶことで、立場を超えて理解し合い、学び合える、誰をも包み込む、インクルージョン教育をめざします。」【かながわ教育ビジョン】(平成19年8月)

特別支援教育と支援教育：国のいう「特別支援教育」は障害のある幼児児童生徒に対する支援を意味するが、本県のいう「支援教育」は障害の有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりを支援する教育であり、より包括的な広い意味を持つ。そこで、本報告書では「支援教育」の理念を基盤としつつ、特に障害のある生徒への支援について述べる場合は「特別支援教育」という用語を使用する。

\*1 特別支援教育：特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。  
また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。(「19文科初等125号 特別支援教育の推進について(通知)」より)

\*2 支援教育：「共に学び共に育つ教育」という理念の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことを根幹にすえた教育のこと。平成14年3月の神奈川県教育委員会に対する、これからの支援教育の在り方検討協議会「これからの支援教育の在り方(報告)」に基づく考え方であり、国が示す「学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等に対する特別支援教育も包括し、学校種や学級・教室の種類などを問わず、各学校に在籍するすべての子どもたちを対象としている。 (かながわの教育ビジョン 用語集より)

# 後期中等教育段階における生徒の現状と対応の方向性

## 1 生徒の現状

### (1) 県立高校

授業に集中して取り組めない、対人関係がうまく取れない、心因性と思われる不登校傾向にあるなどといった課題を抱えた生徒が在籍している。

- ・学級担任や教科担当教員、学年所属教員等が、支援を必要とする生徒達の存在を意識しながらも、組織的な支援体制を形成するまでに至っていない場合がある。
- ・学校が外部機関に相談する必要性を感じても、生徒や保護者の理解が得られないために、相談できない現状もあり、家庭支援を含めた対応が必要となっている。

軽度の知的障害のある生徒、肢体不自由のある生徒、発達障害のある生徒等、特別な支援を必要とする生徒が在籍している。

- ・県立高校では、定時制の課程等を中心に、こうした生徒を受け入れ、取り組んできた経験の蓄積があり、特別支援教育の推進にあたっては、こうした経験や蓄積を生かすことができる。

### (2) 県立特別支援学校

障害の重度の生徒が増加している。また、複数の障害を併せ有する重複障害の生徒が多数在籍している。

- ・地域医療体制の進展により医療ケア等を必要とする生徒が多数在籍するようになっている。
- ・肢体不自由教育部門では、知的障害や疾病を併せ有する生徒がほとんどであり、知的障害教育部門でも肢体不自由を併せ有する生徒が在籍している。
- ・強度行動障害<sup>3</sup>等、障害の特性の理解や、きめ細かい対応が特に必要な生徒が増えている。

障害の軽度の生徒の増加も顕著となっている。

- ・その要因として、コミュニケーションや人との関わり等に課題のある発達障害の生徒の増加がある。障害は軽度でも抱える課題は決して軽いものではない。
- ・その結果、療育手帳を取得できない生徒も在籍しており、障害の重い生徒と一緒に指導することが困難であるという状況もみられる。
- ・生徒指導や家庭支援等の必要性が高い生徒が増加する傾向にあるが、指導面でのノウハウが必ずしも十分ではない。

## 2 対応の方向性

生徒の現状については、県立高校、県立特別支援学校それぞれに固有の課題がある一方、軽度の知的障害や発達障害のある生徒への対応等、共通の課題もある。また、生徒が抱える課題の解決のためには、その原因を生徒個人に求めるのではなく、生徒を取り巻く様々な生活環境等、その背景を探った上で、根本的な対応を考えていく必要がある。そして、あらゆる生徒は、支援が必要な場面に出会うことがあり得るので、支援教育の考え方や教育方法は、全ての生徒にとって有効なものであるといえる。

こうしたことから、本報告書では、県立高校と県立特別支援学校の課題を、双方に共通する課題としてとらえ、協力して解決するという考え方のもと、具体的に次の3点を対応の方向性としてとらえることとした。

県立高校及び県立特別支援学校では、生徒一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくため、チームアプローチ<sup>4</sup>による取組をより充実することを目的とした校内支援体制を整えていく。  
【重点プログラム1, 4】

県立高校の先導的取組や県立特別支援学校分教室における協働的取組を推進するとともに、生徒の多様な教育的ニーズに対応するために、県立高校と県立特別支援学校が連携しながら、新たな教育形態の在り方を検討し、開発していく。

【重点プログラム2, 3】

県立高校と県立特別支援学校が、日常的な支援教育に取り組むために、それぞれの専門性やこれまでの経験等を基に協働・連携することを目的とした支援ネットワークを構築する。  
【重点プログラム5】

なお、特別支援教育及び支援教育の推進にあたっては、後期中等教育に関わる全ての教員の意識改革が求められており、研修の充実や校内支援体制の整備等により生徒理解を深め、生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉え、将来に向けた必要な支援と適切な指導に取り組んでいくことが重要である。

### 3 5つの重点プログラム

後期中等教育段階における生徒の現状と対応の方向性をとらえた上で、その具体的な取組として、次の5点を重点プログラムとし、その方策について具体的に検討する。

- 1 県立高校における日常的に機能する校内支援体制の整備と生徒理解の充実
- 2 県立高校における研究指定校等による先導的取組とその成果の普及
- 3 共に育ち合う教育の場としての分教室の新たな教育形態に向けた展開
- 4 県立特別支援学校における関係機関との連携(チームアプローチ)による教育活動等の充実
- 5 県立高校と県立特別支援学校との支援ネットワークの構築

\*3 強度行動障害：強いこだわり、自傷、多動、パニックなど生活環境への不適応行動を繰り返し、日常生活に著しい困難が生じている状態のこと。

\*4 チームアプローチ：生徒のもつ課題等を解決する際に、教員が一人で解決しようと抱え込まないで、必要に応じて、学校内外の人材や機関を活用し、役割を分担しながら協力して解決していくこと。具体的には、教育相談コーディネーターを中心に学級担任、養護教諭、管理職等が連携し課題解決を図る。県立特別支援学校においては、このチームに、さらに専門職や看護師等が加わることになる。

## 5つの重点プログラム

### 重点プログラム1

県立高校における日常的に機能する校内支援体制の整備と生徒理解の充実

県立高校に在籍する支援が必要な生徒を的確に理解し、生徒一人ひとりに応じた教育の実践を目指すため、教育相談コーディネーターを中心とする校内の支援体制を整備するとともに、関係機関との連携を促進する。

### アクションプラン1

教育相談コーディネーターの配置と校内支援体制の構築  
支援シート<sup>5</sup>等の活用による継続した生徒理解  
学習面等の支援  
施設・設備、人的配置等の環境整備

#### 1 - 教育相談コーディネーターの配置と校内支援体制の構築

学級担任が一人で抱え込まないように、全校全課程に配置した教育相談コーディネーターを中心に、生徒の実態把握、支援方法の検討等を行い、実際に支援するための校内支援体制の構築に取り組む。

- ・各校における教育相談コーディネーター養成講座修了者を複数養成するため、教育相談コーディネーター養成講座は平成23年度まで継続実施する。
- ・教育相談コーディネーター養成講座修了者のフォローアップと、校内の教育相談体制の構築を支援するために、平成21年度より「教育相談コーディネーター会議」（これまでの「教育相談担当者会議」を名称変更）を年2回程度開催する。

校内の運営や研修、関係諸機関との連絡調整等の役割を担う教育相談コーディネーターを校内組織（グループ）に位置づけるとともに、教育相談コーディネーターを中心に、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等の関係教職員が連携して支援するチームアプローチによる全校的な体制を整備する。

#### 1 - 支援シート等の活用による継続した生徒理解

県立高校における支援シート等の活用を促進し、中学校から県立高校への支援の接続を図る。

- ・支援シートの様式は、現在使用しているものをベースに、県立高校に支援情報が正確に伝わり、活用しやすい様式に見直す（ファイル形式を含む）。
- ・支援教育に関する研究指定校等において、平成22年度入学者説明会等から、県立高校における支援シート等の活用についての説明を行うなど、定着に向けた取組を行う。
- ・支援シート等を活用し、支援に関わる人たちが持っている情報の共有を図り、一貫性のある組織的な支援を実現するとともに、校種間の継続的な支援を可能とする。また、関係者によるケース会議等で具体的な支援方策を検討する際にも支援シート等を効果的に活用する。

\*5支援シート：支援が必要な生徒に対する支援内容、支援の履歴や今後の方針などが記載されているもので、本人、保護者、学校、関係機関等が協力して作成し、保護者、本人が保管する。「今後の特別支援教育の在り方について」等で示されている「個別の教育支援計画」や「新障害者プラン」で示されている「個別の支援計画」を、神奈川県では「支援シート」と呼んでいる。支援シートは、とからなる（別添資料 参照）。支援シートは、成長の過程をたどるライフステージに沿った所属機関における支援の連携（タテの連携）を図るものである。また、支援シートは、教育、保健、医療、福祉、労働等の諸機関の連携（ヨコの連携）による支援を図るためのものである（p.10参照）。

## 1 - 学習面等の支援

支援を必要とする生徒が、学校生活に十分適応し、学習に取り組むことができるよう、よりきめ細やかな教科指導やガイダンス、生徒指導やカウンセリング等について工夫、改善を図る。

生徒主体の授業やよりわかる授業を実施することにより、一人ひとりの生徒の学習意欲を高めていくことができるよう、授業改善・授業研究に取り組む。

キャリア教育を推進することにより、社会実践力を身に付けさせるとともに、学習の意義をとらえさせ、進学や就職に向けた将来の進路に対する意識を高める取組を推進する。

## 1 - 施設・設備、人的配置等の環境整備

生徒のニーズに応じて、施設・設備のバリアフリー化等の整備を行う。

研究指定校の研究成果等を踏まえて、支援教育を推進するにあたって必要かつ有効な非常勤介助職員や非常勤講師の配置などを検討する。

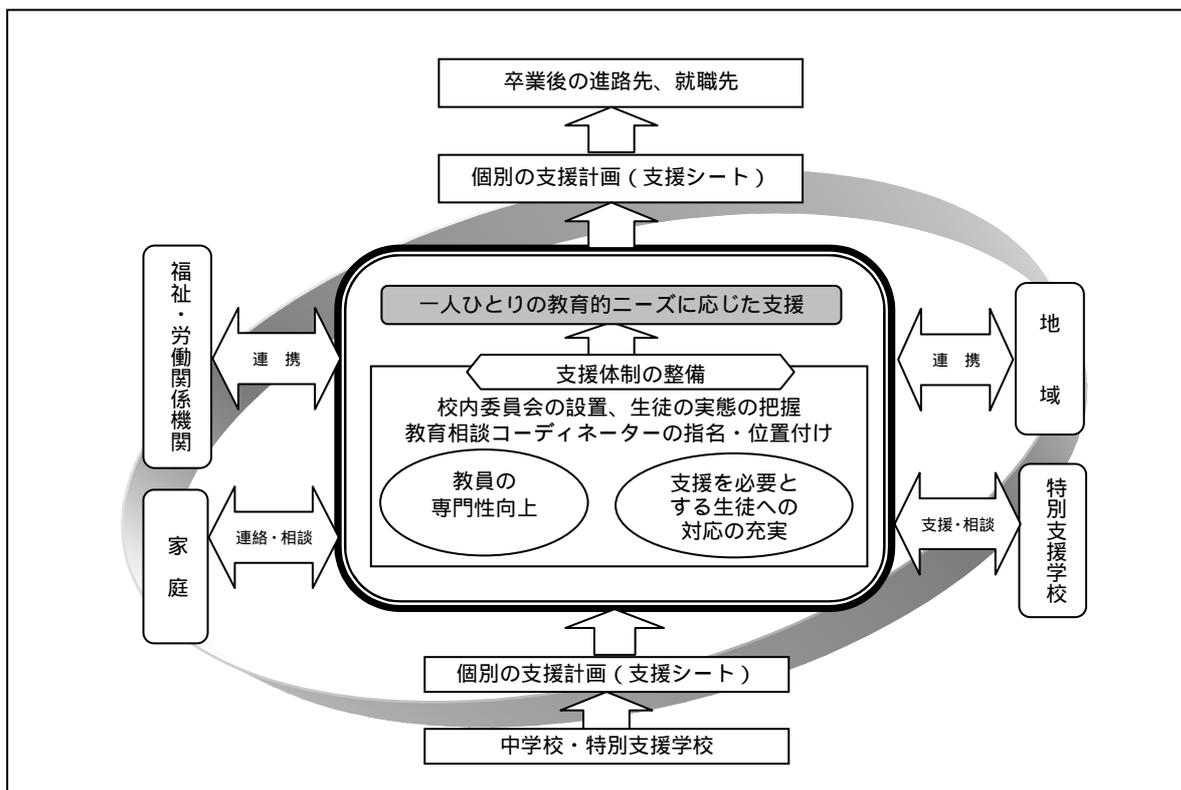
県立高校と県立特別支援学校の人事交流による経験や成果を活かすことのできる人事配置を行う。

## 期待される効果

支援教育に関する校内支援体制が整うことにより、学校生活において支援が必要な生徒への早い段階からの支援が可能となり、生徒一人ひとりに応じた教育を行うことができる。

資料 1

【県立高校における日常的な校内支援体制のイメージ図】



## 重点プログラム2 県立高校における研究指定校等による先導的取組とその成果の普及

県立高校に在籍する支援が必要な生徒に対して、組織的な体制による支援教育に取り組むため、支援教育に関する研究指定校等における先導的、先進的取組を推進する。また、研究指定等による研究成果の共有化を図るとともに、多面的・多角的に分析・検討を加え、後期中等教育段階における支援教育の在り方としてまとめ、全ての県立学校に普及、展開していく。

### アクションプラン2

支援教育に関する研究指定校等による先導的、先進的取組の推進  
支援教育拡大協議会の設置  
支援教育拡大協議会の取組成果の普及

#### 2 - 支援教育に関する研究指定校等による先導的、先進的取組の推進

県が指定する支援教育実践研究校において、支援教育に関する先導的、先進的取組を推進する。

分教室設置校、クリエイティブスクール、定時制高校等において、支援教育に関する先導的、先進的取組を推進する。

国の事業である巡回相談実施校、研究開発学校において、支援教育に関する先導的、先進的取組を推進する。

#### 2 - 支援教育拡大研究協議会の設置

##### [構成]

支援教育実践研究校、分教室設置校の代表校、クリエイティブスクール、定時制高校の代表校（座間方面多部制定時制高校を含む）、巡回相談実施校（文部科学省委嘱事業）、研究開発学校（文部科学省事業）で構成する。

各校等の取組へ助言をするスーパーバイザーとして、外部有識者等を構成員に含む。

##### [協議内容]

各校の研究内容に関する情報交換を行うとともに、多角的・多面的に各校の研究課題の解決に向けた研究協議を行う。

各校の研究成果を整理・分析することを通して、後期中等教育段階における支援教育の在り方を検討する。

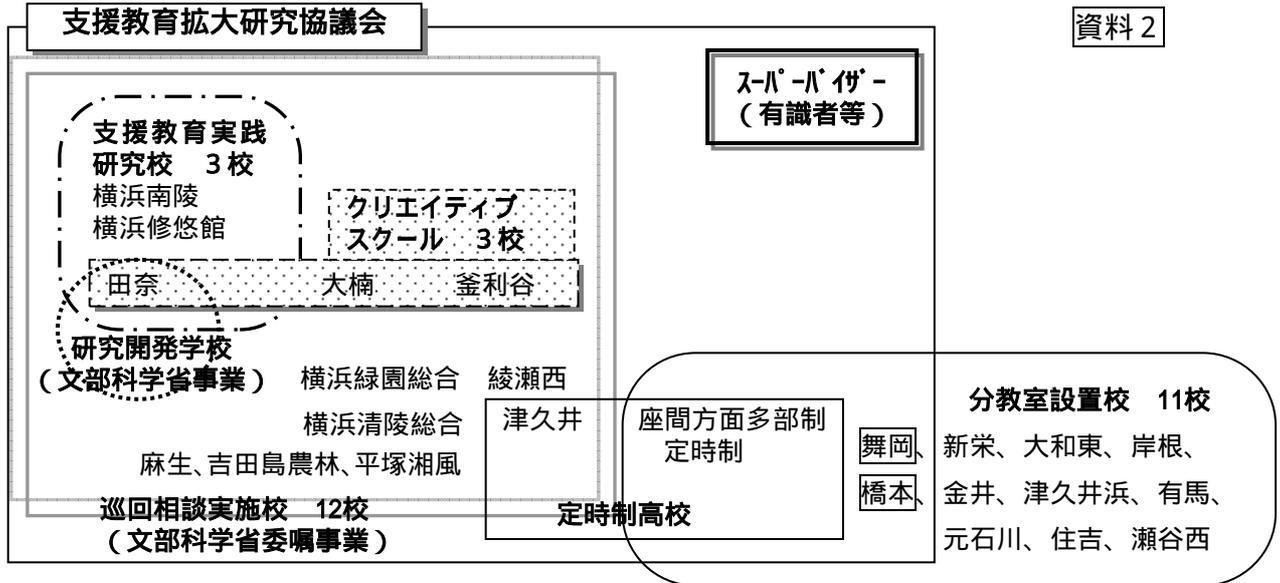
#### 2 - 支援教育研究拡大協議会の取組成果の普及

全ての県立高校に、支援教育拡大研究協議会で検討した内容を報告書としてまとめ配布するとともに、各種研究発表会や各種連絡協議会等で報告する。

#### 期待される効果

各校による情報交換を行うことにより、研究成果の共有化を図るとともに、後期中等教育段階における支援教育の新たな教育形態の検討を促進することができる。

各校の研究成果を全ての県立学校へ普及することにより、他の県立学校における支援教育の推進に協力することができる。



【県の事業】

[ 支援教育実践研究校（特色ある県立高校づくり推進事業指定校） ]

[ 平成20～22年度 横浜南陵高校、田奈高校、横浜修悠館高校 ]

支援教育をテーマに、校内支援体制の構築、日常的なケース会議の開催、支援が必要な生徒への具体的な支援、キャリア教育の推進等に取り組む。

[ 分教室設置校（平成21年度現在） ]

- 平成16年度 新栄高校、舞岡高校
- 平成17年度 大和東高校
- 平成18年度 岸根高校、橋本高校
- 平成20年度 金井高校、津久井浜高校、有馬高校
- 平成21年度 元石川高校、住吉高校、瀬谷西高校

県立高校内の教室を利用して県立特別支援学校の分教室を設置するとともに、県立高校との連携・交流に取り組む。

[ クリエイティブスクール ]

[ 平成21年度～ 釜利谷高校、田奈高校、大楠高校 ]

「基礎・基本の学力の定着」「キャリア教育の推進」「地域との協働」を基本コンセプトに、教育課程・学校運営・入学者選抜・学びを支える職員体制などの新たなしくみに取り組む。

[ 座間方面多部制定時制高校（平成22年度～ 旧県立ひばりが丘高等学校敷地） ] 及び [ 定時制高校 ]

座間方面多部制定時制高校は、単位制による定時制の課程（普通科）の午前部・午後部の多部制（二部制）として開校する。また、開校と同時に特別支援学校高等部の分教室を併設し、連携を密にする。

生徒像として「授業を大切にし、意欲的に取り組もうとする生徒」「社会生活上のマナーを身につけようとする生徒」「他者を尊重し、良好な関係を築こうとする生徒」を期待する。

定時制高校では、働きながら学ぶ生徒だけでなく様々な生徒が学んでおり、生徒一人ひとりの興味・関心や学ぶ目的に応じた学習ができるよう柔軟に対応する。

【国の事業】

[ 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（文部科学省委嘱事業） ]

- 平成19年度～ 横浜南陵高校、横浜緑園総合高校、綾瀬西高校、津久井高校
- 平成20年度～ 横浜清陵総合高校、田奈高校、横浜修悠館高校、大楠高校
- 平成21年度～ 釜利谷高校、麻生高校、吉田島農林高校、平塚湘風高校

心理士等専門家による巡回相談を行い、支援体制を整備する。

[ 研究開発学校（文部科学省事業） ]

[ 平成20～22年度 田奈高校 ]

学習指導要領の枠にとらわれず、学校設定の領域「生活・進路研究活動」に取り組む。

### 重点プログラム3 共に育ち合う教育の場としての分教室の新たな教育形態に向けた展開

県立高校内に設置された分教室については、教育活動の充実を図りながら、県立特別支援学校の過大規模化への対応として継続していく一方、「共に育ち合う教育」の場としての具現化を図るため、分教室設置校（県立高校）との交流及び共同学習を推進する。

さらに、分教室における教育実践等を踏まえて、後期中等教育における新たな教育形態について検討していく。

アクションプラン3	障害の軽度な生徒の学習の場としての、より積極的な学習活動の展開 共に育ち合う教育の場としての新たな教育活動の展開 分教室と分教室設置校の教員間の協働・連携の推進 施設・設備、人的配置等の環境整備
-----------	--

#### 3 - 障害の軽度な生徒の学習の場としての、より積極的な学習活動の展開

分教室における教育活動をさらに充実し、授業研究や教材開発等に取り組むことにより、生徒一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応した教育課程の充実を図る。

特別支援学校（知的障害教育部門）の新学習指導要領を踏まえ、高等学校の教育課程を一部取り入れるなど、生徒の多様な教育的ニーズに即した新たな教育課程について研究する。

- ・分教室の教育課程は、自立と社会参加に向け、生きる力の育成を目的とする知的障害教育部門の教育課程をとっている。また、選択教科・科目の設定など教科指導において、きめ細かい教育課程を組んでいる。
- ・作業学習は、教科と領域を合わせた指導として、とりわけ知的障害教育部門で重要な位置付けにある。分教室では、就労支援に向けた移行支援教育の一貫として、地域資源を活用しながら、作業学習の場を地域に求め、地域への参加を進めながら取り組んでいる。

#### 3 - 共に育ち合う教育の場としての新たな教育活動の展開

分教室と分教室設置校との交流及び共同学習に取り組むことを通して、新たな教育形態の開発に向けた検討をする。

- ・県立高校に分教室があることは、分教室に通う生徒にとっても、分教室設置校の生徒にとってもお互いの成長にとって意義があることが認められている。しかし、分教室設置校との交流は、行事交流が主な取組となっており、授業における交流及び共同学習は一部に限られている。  
平成22年度開校する座間方面多部制定時制高校では、開校当初より分教室を設置し、積極的に交流及び共同学習を取り入れた新たな教育活動を研究・開発する。

#### 3 - 分教室と分教室設置校の教員間の協働・連携の推進

日々の学校生活の中で、双方の生徒を間近に見つつ、情報交換、個別事例の相談や共同で行う研修等を丁寧に重ねていくことにより、指導場面における協働・連携を真に実のあるものにしていく。

### 3 - 施設・設備、人的配置等の環境整備

生徒のニーズに応じて、施設・設備の整備を行う。

分教室における教育活動に対し、責任を持って取り組み、成果をあげるため、管理運営体制の充実を図るとともに、必要かつ有効な教職員の配置を検討する。

県立高校と県立特別支援学校の人事交流の経験や成果を活かし、分教室と分教室設置校との交流及び共同学習の推進に取り組む。

#### 期待される効果

分教室と分教室設置校との行事交流に加え、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた交流及び共同学習に取り組むことにより、生徒・教員等の中で、相互理解、交流や協力が促進される。

生徒の多様な教育的ニーズに対して、特別支援学校の教育課程と高等学校の教育課程を横断的に総合して研究することにより、軽度の知的障害のある生徒や発達障害のある生徒のニーズに応える、教員間の協力体制を含む、新たな教育形態への展望を開くことができる。

#### 資料3

#### 【分教室の設置状況】

本校名	分教室設置校	対象	生徒数				備考
			1年生	2年生	3年生	計	
保土ヶ谷養護	舞岡高校	知的 障 害 教 育 部 門 ・ 高 等 部	15名	15名	17名	47名	16年度設置
みどり養護	新栄高校		14名	9名	8名	31名	同上
瀬谷養護	大和東高校		15名	14名	7名	36名	17年度設置
鶴見養護	岸根高校		15名	14名	13名	42名	18年度設置
相模原養護	橋本高校		15名	15名	12名	42名	同上
武山養護	津久井浜高校		10名	14名	/	24名	20年度設置
鎌倉養護	金井高校		12名	13名		25名	同上
座間養護	有馬高校		14名	10名		24名	同上
三ツ境養護	瀬谷西高校		11名	/	/	11名	21年度設置
中原養護	住吉高校		9名			9名	同上
麻生養護	元石川高校		18名			18名	同上
保土ヶ谷養護	横浜平沼高校		/	/	/	/	(22年度設置)
高津養護	生田東高校						(同上)
座間養護	座間方面多部制定時制高校						(同上)
			計	148名	104名	57名	309名

(生徒数は平成21年5月1日 現在)

## 重点プログラム 4

### 県立特別支援学校における関係機関との連携（チームアプローチ）による教育活動等の充実

障害が重度化、重複化する中、生徒一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応するため、県立特別支援学校における教育活動について、専門職を含む教職員全員によるチームアプローチの視点で見直し・点検を行い、その充実を図る。

#### アクションプラン 4

支援シート<sup>6</sup>を活用したケース会議の実施  
校内のチームによる個別教育計画<sup>7</sup>の作成、及び個別教育計画に基づく授業実践と授業評価の実施  
地域センター機能の強化  
外部人材を活用した移行支援に向けた取組の推進

#### 4 - 支援シート を活用したケース会議の実施

ケース会議が日常的に行われるように、校内体制を整備する。  
ケース会議では、支援シート を活用し、保護者を含めた外部の関係機関（医療、労働、福祉等）と連携することを目指す。  
ケース会議の開催にあたっては、校内の専門的な知識を有する教員（理学療法士等<sup>8</sup>の専門職、看護師、自立活動担当教員、それぞれの得意分野を持つ教員等）を含めて実施することにより、参加する教員の専門性を高める。

#### 4 - 校内のチームによる個別教育計画の作成、及び個別教育計画に基づく授業実践と授業評価の実施

生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな指導を行うため、保護者との連携や校内の専門職等とのチームアプローチによる個別教育計画の作成を推進する。  
個別教育計画において、指導のねらい、手立てや評価の観点等を明確にし、生徒一人ひとりの障害の状態や程度を踏まえ、教育的ニーズに応じた授業実践に努める。  
授業評価にポイントを置いた授業研究の推進を図り、授業改善につなげる。  
個別教育計画の作成にあたっては、次のような課題に配慮する。

- ・通学自立に向けたスモールステップによる指導プログラムの作成
- ・偏食やアレルギーへの対応、嚥下機能の発達段階等に応じた対応等、食事指導に関する課題
- ・訪問教育における個々の生徒の実態に応じた指導方法・内容
- ・県立高校の生徒との交流及び共同学習 等

\*6支援シート : p.4欄外の説明参照

\*7個別教育計画：支援シートを踏まえ、個々の生徒の実態を的確に把握した上で、1年間の目標や指導方法・内容について立てる計画のこと。

\*8理学療法士等には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士が含まれる。

- ・理学療法士(PT)：座る・立つ・歩くなどの基本的な動作能力を伸ばすことにより、運動動作や日常生活動作の向上を図る。
- ・作業療法士(OT)：文字を書く、料理をするなどの応用動的動作を伸ばすことにより、社会的適応能力の向上を図る。
- ・言語聴覚士(ST)：ことばによるコミュニケーション能力を伸ばすことにより、生活の質の向上をめざすと共に、言語発達、聴覚、音声、摂食、嚥下機能の向上を図る。
- ・臨床心理士(CP)：知覚認知の発達段階を把握し、心理面での発達を促し、円滑な対人関係能力の育成を図る。

#### 4 - 地域センター機能の強化

地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等への日常的な支援をするため、教育相談、公開研修、地域参加活動、教材・教具提供、関係機関との連携等の地域センター機能を強化する。県立高校と県立特別支援学校との支援ネットワークを構築するために、県立特別支援学校の地域センター担当教員を継続的に養成する。

#### 4 - 外部人材を活用した移行支援に向けた取組の推進

将来の自立と社会参加に向けた移行支援の視点から、支援シートや個別教育計画の指導内容には、地域生活を円滑に営むための地域での活動や余暇活動のあり方を盛り込んで作成し、継続的に移行支援に取り組む。

移行支援の中で、職業教育に関しては、外部機関からのアドバイスを受けながら、作業学習、校内実習、企業実習が社会へ移行することを前提としたものになっているか検証し、職業教育の改善や新しい作業種の開拓等に取り組む。

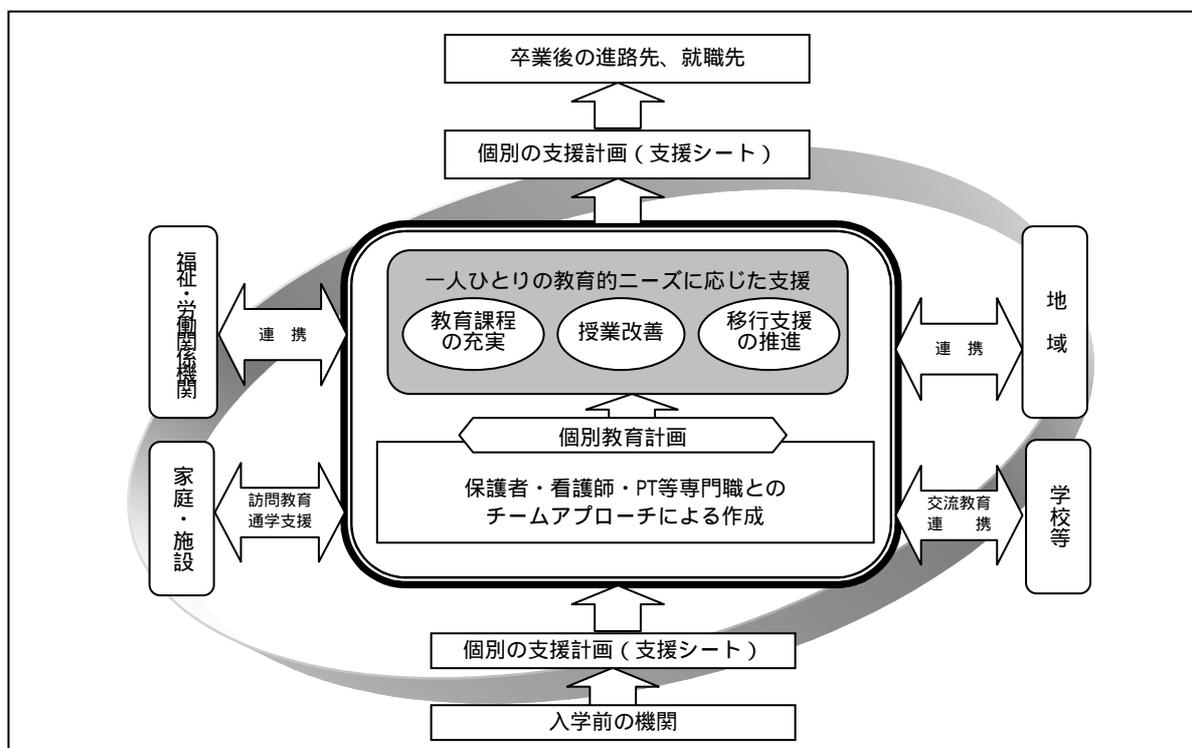
社会自立支援員<sup>9</sup>を活用し、高等部卒業生のための進路開拓や、企業就労を促進するとともに、卒業生のフォローアップに取り組むことにより、企業就労とその定着を図る。

#### 期待される効果

チームアプローチの推進により、県立特別支援学校全体としての専門性の向上が図られ、生徒一人ひとりの教育的ニーズに対するきめ細やかな支援や適切な指導に、日常的に取り組むことができる。

#### 資料 4

【県立特別支援学校における関係機関との連携（チームアプローチ）による教育活動等の充実イメージ図】



<sup>9</sup>社会自立支援員：高等部卒業生の進路開拓と卒業後のフォローアップに取り組むことにより、企業就労を促進するため、各校に配置した企業OB等の人材のこと。平成20年度より、県立特別支援学校5校に1人ずつ配置している。

## 重点プログラム5 県立高校と県立特別支援学校との支援ネットワークの構築

県立高校と県立特別支援学校のより一層の連携強化を図り、県立高校における支援教育を推進するため、県立高校と県立特別支援学校の支援ネットワークを構築する。

### アクションプラン5

#### 支援教育地域連絡協議会の設置

#### 支援教育地域連絡協議会を活用した支援教育の推進

### 5 - 支援教育地域連絡協議会の設置

県立高校の地区に準じて、地区ごとに県立高等学校長と県立特別支援学校長からなる支援教育地域連絡協議会を設置する。

支援教育地域連絡協議会は、設立段階から、各地区の県立高等学校長と県立特別支援学校長が中心となり、教育委員会及び総合教育センターと連携しながら、地区ごとのニーズに合った連絡協議会になるよう、自主的・主体的な運営を行う。

- ・「教育相談コーディネーター会議（地区開催）」を、地区ごとの「支援教育地域連絡協議会」の実務担当の会議として位置付けて運営していく。この「教育相談コーディネーター会議（地区開催）」では、教育相談コーディネーターの活動をサポートするため、より身近な地域における支援教育に関する情報交換や学校間での連携した活動を行う。（p4の1- 参照）
- ・総合教育センターは、特別支援学校のセンター機能を支援する。

### 5 - 支援教育地域連絡協議会を活用した支援教育の推進

県立特別支援学校の地域センター担当教員が講師となり、県立高校における特別支援教育及び支援教育に関する校内研修等を実施する。

県立特別支援学校の地域センター担当教員は、県立高校の要請により巡回相談を実施したり、ケース会議へ参加する。

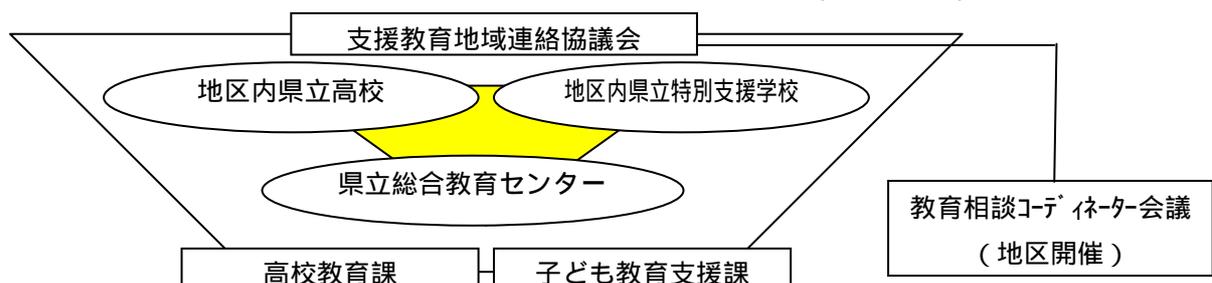
県立高校と県立特別支援学校が連携して、交流及び共同学習や生徒指導等に取り組む。支援教育地域連絡協議会の地区において、高校生ボランティア等による生徒間交流の推進を図る。

### 期待される効果

支援教育地域連絡協議会を核とする支援ネットワークを構築することにより、県立高校において、各地域や各学校のニーズに応じた支援教育に取り組む体制を整備することができるとともに、県立特別支援学校のセンター的機能の専門性が向上する。

#### 資料5 - 1

#### 【支援教育地域連絡協議会、教育相談コーディネーター会議（地区開催）のイメージ図】



県立高校と県立特別支援学校の連携について(案)

地区	学区	学校名	連携校
横浜北	横浜東部	鶴見	鶴見・みどり・麻生
		鶴見総合	
		神奈川工業	
		神奈川工業(定)	
		神奈川総合	
		横浜翠嵐	
		横浜翠嵐(定)	
		城郷	
		港北	
		新羽	
		岸根【鶴見分教室】	
	横浜北部	霧が丘	
		白山	
		市ヶ尾	
		田奈	
		元石川【麻生分教室】	
		川和	
		荏田	
		新栄【みどり分教室】	
横浜中	横浜西部	希望ヶ丘	瀬谷・三ツ境・保土ヶ谷・鎌倉
		希望ヶ丘(定)	
		二俣川看護福祉	
		旭	
		横浜旭陵	
		松陽	
		横浜緑園総合	
		横浜修悠館	
		瀬谷	
		瀬谷西【三ツ境分教室】	
		横浜中部	
	光陵		
	商工		
	保土ヶ谷		
	舞岡【保土ヶ谷分教室】		
	横浜桜陽		
	上矢部		
	金井【鎌倉分教室】		
	横浜南	横浜南部	
横浜国際			
横浜南陵			
永谷			
相陽			
横浜栄			
横浜緑ヶ丘			
横浜臨海		横浜立野	
		磯子工業	
		磯子工業(定)	
		磯子	
		氷取沢	
		金沢総合	
		釜利谷	

地区	学区	学校名	連携校		
川崎	川崎南部	川崎	中原・高津・麻生		
		川崎(定)			
		大師			
		川崎工業			
		新城			
		住吉【中原分教室】			
		川崎北部		川崎北	
				多摩	
				向の岡工業	
				向の岡工業(定)	
	生田				
	百合丘				
	生田東【高津分教室】				
	菅				
	麻生総合				
	麻生				
	横須賀三浦	横須賀三浦		横須賀	武山・金沢
				横須賀(定)	
				横須賀大津	
横須賀工業					
海洋科学					
追浜					
追浜(定)					
津久井浜【武山分教室】					
大橋					
横須賀明光					
逗子					
逗葉					
三浦臨海					
平塚農業初声(分)					
鎌倉藤沢	鎌倉藤沢	鎌倉	鎌倉・藤沢・茅ヶ崎		
		七里ガ浜			
		大船			
		深沢			
		湘南			
		湘南(定)			
		藤沢			
		藤沢西			
		藤沢工科			
		大清水			
		藤沢総合			
		湘南台			
		茅ヶ崎			
		茅ヶ崎(定)			
茅ヶ崎北陵					
鶴嶺					
茅ヶ崎西浜					
寒川					

地区	学区	学校名	連携校
平塚秦野伊勢原	平塚	平塚江南	平塚・湘南・秦野・伊勢原
		平塚農業	
		平塚工科	
		高浜	
		平塚商業	
		平塚商業(定)	
		平塚湘風	
		大原	
		大磯	
		二宮	
		秦野伊勢原	
	秦野総合		
	秦野総合(定)		
	秦野曾屋		
	伊勢原		
	伊勢原(定)		
	伊志田		
	伊志田		
	県西	県西	
小田原(定)			
小田原総合ビジネス			
西湘			
小田原城北工業			
小田原城北工業(定)			
足柄			
大井			
山北			
吉田島農林			
県央			厚木老名愛甲
	厚木東		
	厚木商業		
	厚木北		
	厚木清南		
	厚木清南(定)		
	厚木清南(通)		
	厚木西		
	中央農業		
	海老名		
	有馬【座間分教室】		
	愛川		
	大和座間綾瀬	大和	
		大和南	
		大和東【瀬谷分教室】	
		大和西	
		座間	
		座間総合	
		綾瀬	
綾瀬西			
相模原	相模原南部	神奈川総合産業	相模原・津久井・座間
		神奈川総合産業(定)	
		麻溝台	
		上鶴間	
		相武台	
		弥栄	
		相模大野	
	相模原北部津久井	新磯	
		相原	
		上溝	
		相模原	
		上溝南	
		橋本【相模原分教室】	
		相模原総合	
相模田名			
城山			
津久井			
津久井(定)			

[県立高校と県立特別支援学校の連携について]

- ・県立学校の地区に準じて、県立特別支援学校の連携校を設定する。
- ・平塚盲学校、平塚ろう学校については、全県を対象とする。
- ・横浜南養護学校、秦野養護学校については、該当地区における連携と共に、病弱教育部門に関しては全県を対象とする。
- ・【 】は、分教室を表す。
- ・連携校は、太ゴシックで表示した県立特別支援学校を中心に、これまでの取組、分教室の設置校、近接状況等により変更可とする。

※平成22年開校する座間方面多部制定時制高校に【座間分教室】を設置する。

## 本プロジェクトの今後の取組

### 1 本プロジェクトの検討成果の実行のための方策

本プロジェクトで協議した内容のうち短期的課題については、教育委員会が毎年各学校に示す「学校運営の重点課題」（平成21年度～）に反映させるとともに、中長期的課題については、学校現場の教育実践を踏まえた上で、今後も検討を継続し、県立高等学校長会及び県立特別支援学校校長会とも連携を図りながら、実施可能なことから具体化、施策化を図っていく。

この報告書におけるアクションプランについては、一つひとつ着実に実現していく必要があるが、本プロジェクト会議が平成20年度に終了したため、教育委員会の中に進捗状況を管理する体制をつくり、年度ごとに取組状況をまとめ、公表する。

### 2 後期中等教育段階における新たな教育形態の在り方についての検討

後期中等教育段階における生徒の多様な教育的ニーズに対応する新たな教育形態の在り方については、別添資料「後期中等教育段階における様々な教育形態の実践例」にあるように、他県の取組等を参考にしながら、本プロジェクトで協議した。当面、重点プログラム3で述べたように、分教室における教育課程の充実や、分教室設置校との交流及び共同学習を推進することを柱として、分教室の教育活動を大切にしつつ、引き続き検討を行い、今後の課題として新たな教育形態への展望を開いていきたいと考える。

### 3 平成21年度以降の新設校等の整備

特別支援学校の新設については、「まなびや計画」に基づき、平成22年度に横須賀方面特別支援学校（高等部知的障害・肢体不自由教育部門）、平成23年度に相模原方面特別支援学校（幼稚部視覚障害・聴覚障害教育部門、小・中学部視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由教育部門、高等部知的障害・肢体不自由教育部門）の開校を予定している。その後の整備については、今後検討を行い、平成23年度以降の新たな県の総合計画に位置付けていく。分教室については、「神奈川力構想・実施計画」に位置付けて、平成22年度までには14校に設置するよう整備していく。その後の整備については、今後検討を行い、平成23年度以降の新たな県の総合計画に位置付けていく。

### 4 「神奈川県特別支援教育推進協議会」の設置

後期中等教育段階における特別支援教育の推進の課題は、小・中学校における特別支援教育とも密接な関係があるため、平成21年度からは、市町村教育委員会や小・中学校とも連携し、義務教育段階における特別支援教育の課題について検討していく。このことにより、小・中学校段階から後期中等教育段階までを通した支援教育を推進する体制を整える。

## 別添資料

養護学校分教室の今後のあり方について（平成19年9月報告）

後期中等教育段階における様々な教育形態の実践例

支援シート（様式例）

# 養護学校分教室の今後のあり方について（平成19年9月報告）

## 1 養護学校の過大規模化の現状

養護学校入学希望者数は、特に平成12年度以降急増の状況にあるが、この増加傾向は全国的な傾向で、養護学校在学者の状況を見ても、平成12年度には79,197人であった在籍者数が、平成18年度には94,360人となっており、比率としても約19%増加している。

その中でも神奈川県は、平成12年度には4,151人であった在籍者数が平成18年度には5,503人を数え、増加比率が約33%と顕著な状況にある。

その結果、各養護学校においては教室確保が最優先課題となり、小学部・中学部・高等部のそれぞれの学部において、教育活動に必要な学習空間が圧迫されるという状況が生じている。

県内養護学校児童生徒数の推移

(単位：人)

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
在籍数	4,151	4,268	4,451	4,741	5,002	5,214	5,503
対前年度	129	117	183	290	261	212	289

## 2 これまでの過大規模化への対応

### 養護学校の新設

平成11年度 茅ヶ崎養護学校

平成16年度 津久井養護学校

平成18年度 麻生養護学校

平成19年度 金沢養護学校

### 既設養護学校の校舎増築

平成12年度 小田原養護学校

平成14年度 保土ヶ谷養護学校

平成15年度 鶴見養護学校

平成17年度 座間養護学校

### 肢体不自由養護学校に知的障害教育部門を併置

平成15年度 中原養護学校

平成16年度 平塚養護学校

### 特別教室等の転用

普通教室を確保するため、図書室・理科室・音楽室・図工室・視聴覚室・工芸室・作法室等の特別教室や会議室・保護者室等を普通教室に転用した例が挙げられる。それに伴って、職員更衣室や応接室を図書室に転用したり、倉庫を更衣室に転用するなど、さまざまな工夫を行っている。また、従来、6M×6Mの普通教室において6名程度の生徒で授業を行っていたが、現在では8名～9名で行っている。

### 3 分教室の設置による対応

#### 分教室の開設

こうした過大規模化の状況の中で、県教育委員会は、平成16年度から緊急避難的な対応として、養護学校本校以外の場所に、高等部の教室を確保し、過大規模化への対応を図るため県立高等学校を中心に分教室を設置してきた。

#### 分教室の設置状況

本校名	分教室設置校	対象	児童生徒数				備考
			17年度	18年度	19年度	計	
保土ヶ谷養護	舞岡高校	知的 高等部	10名	12名	17名	39名	平成16年度設置
みどり養護	新栄高校		6名	6名	8名	20名	同上
瀬谷養護	大和東高校		10名	10名	5名	25名	平成17年度設置
鶴見養護	岸根高校		-	12名	15名	27名	平成18年度設置
相模原養護	橋本高校		-	13名	13名	26名	同上
			計	26名	53名	58名	137名

#### 分教室の成果と課題

分教室はこれまで、それを運営する養護学校本校の努力や、設置されている高等学校の深い理解と支援により、生徒や保護者の期待に応える教育活動の展開や、過大規模化の緩和という面で一定の役割を果たしてきた。一方、施設・設備の整備や管理及び学校運営面の課題、分教室のある高等学校の学級編制のことなど、取り組むべき課題が多々ある。こうした課題に対しては、これを教育局全体の課題としてとらえ、解決に向けて取り組んでいく。

### 4 今後の対応の方向性

養護学校希望生徒数の急増は今後も続くと思われる見られており、養護学校の新設を計画的に進めるとともに、その他のあらゆる方策を検討し、それらの方策を進めていかなるを得ない現状にある。そこで、今後次のような対応を図っていく。

今後も養護学校（特別支援学校）の新設を計画的に推進する。

各養護学校では、現状においても標準規模を超える生徒数を受け入れるため、教室転用等さまざまな工夫を行っているが、引き続き受け入れのための努力を継続していく。

分教室についても、現段階では、その役割を終了することは極めて困難な状況にある。そのため、分教室の設置期間に関して、5年間の時限設定については、一旦ここで区切りをつけ、現在設置されている5校の分教室については、今後も引き続き設置することとする。また平成20年度から22年度までの3年間については、各年度3校ずつ、計9校に新設することとし、県の新たな総合計画（「神奈川力構想・実施計画」）に位置づけ、教育局全体で、分教室及び分教室を設置する高等学校への支援の充実を図る。

なお、分教室の将来については、教育局内に設置している「かながわの特別支援教育推進プロジェクト会議」において、後期中等教育全体における特別支援教育のあり方の検討の中でさらに議論を深め、平成20年度末には、一定の中・長期的な方向性を出していく予定としている。

## 5 分教室における教育の実施により期待される効果

平成 19 年 4 月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある児童生徒への支援をさらに充実させていくこととなった。一方、本県の「かながわ教育ビジョン」では、重点的な取組の一つとして「共に育ち合う教育」を掲げ、「子どもたちが成長の過程で様々な人々と出会い共に学ぶことで、立場を超えて理解し合い、学び合える、誰をも包み込む、インクルージョン教育」をめざすこととしている。

こうした理念のもと、分教室についても、これまでの過大規模化への対応に加えて、次のような点において効果が期待できると考えられる。

### 障害の軽度な生徒の学習の場

分教室に在籍する生徒は、比較的障害の軽度な生徒である。自力通学が可能で、集団活動が可能な分教室に通う生徒にとって、分教室は、養護学校本校に比べれば指導体制や施設設備に課題はあるものの、自立と社会参加を目指した学習活動を行う上で、新たな学習の場としての可能性をもつ。

たとえば、分教室を卒業した生徒の多くは企業就労しており、今後、比較的障害の軽度な生徒の学習の場として、より積極的な学習活動の展開が期待できる。

### 共に育ち合う教育の場

分教室を設置する高等学校では、養護学校高等部の生徒と高等学校の生徒が同じ施設・環境の中で共に学んでいる。

分教室設置校の高校生に対するアンケートによれば、交流はまだ少ないものの、学年が上がるに従って交流の機会が増えているし、交流してみたいという意見は半数を超えている。こうした生徒の意見に応え、今後、より積極的に交流や連携の機会を充実していくことは双方の生徒にとって大切な経験となるであろう。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の推進は、障害者基本法にも規定されているところであり、教育的な意義も大きい。高校生にとっても、障害のある生徒との関わりの中で学ぶことも多いと考えられる。学習の内容や活動に違いはあるが、「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる（「かながわ教育ビジョン」の教育目標の一つ）」場として、新たな可能性をもっており、交流・連携の多様な実践が行われることにより、共に育ち合う教育の場として、新たな教育活動の展開が期待できる。

### 分教室と高等学校の協働・連携

分教室と高等学校の生徒間の交流に加え、教員間においても、それぞれの経験や専門性を生かした協働・連携の推進が期待できる。

分教室の生徒は、知的障害の程度が比較的軽度であるため、高等学校の教科学習が一部可能な生徒もいる。一方で、これまで養護学校では経験することが少なかった生徒指導上の課題も生じている。こうした課題に関して、高等学校の教員の経験や専門性を養護学校の教員に伝えていくことが可能となる。

また、高等学校にも発達障害や知的障害のある生徒が入学しており、一人ひとりのニーズに応える指導や支援が必要になっているが、高等学校における特別支援教育の実践は緒に付いたばかりであり、必ずしも十分なものとはいえない。こうした課題に関して、養護学校分教室の教員の経験や専門性を高等学校の教員に伝えていくことが可能となる。

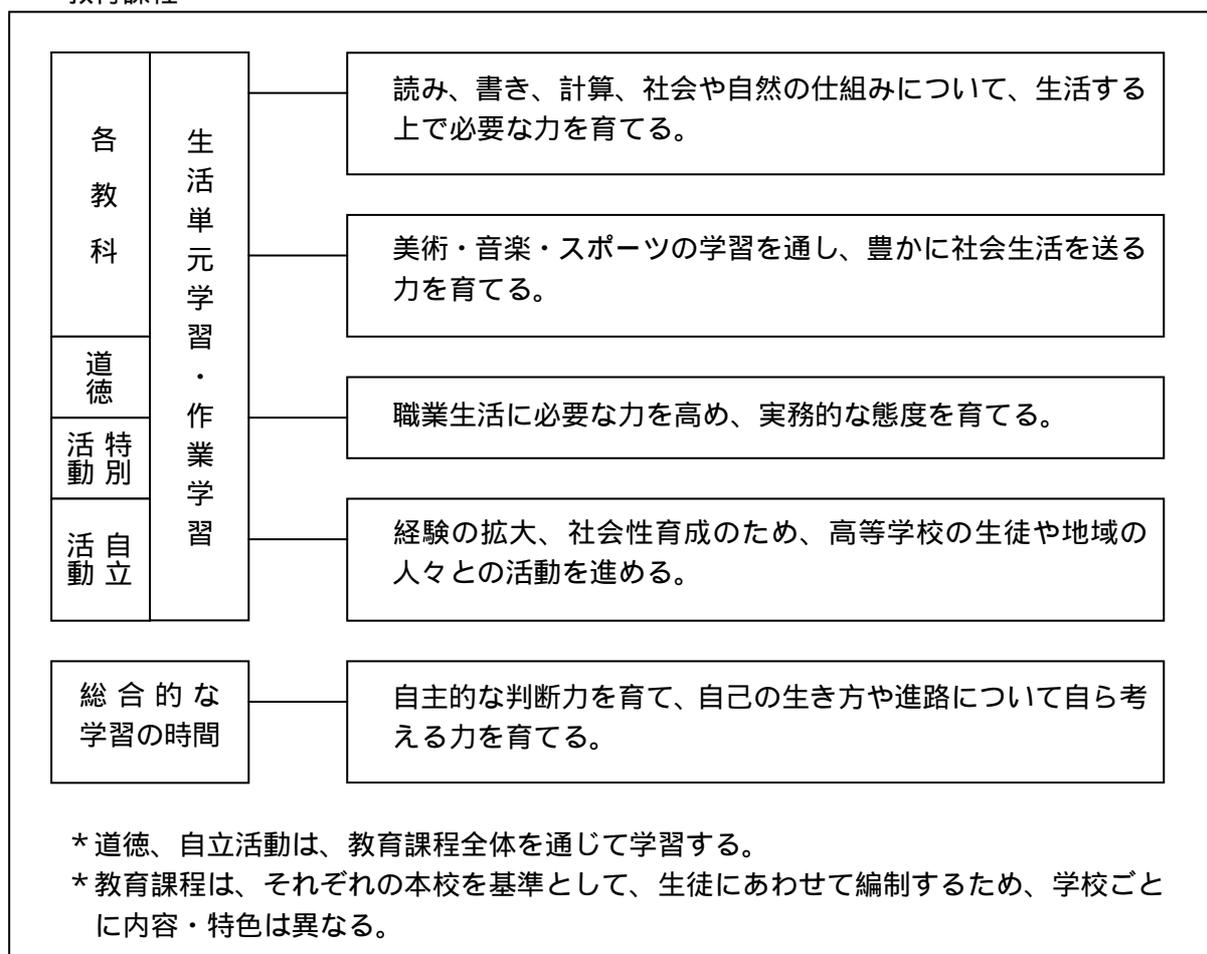
日々の学校生活の中で、双方の生徒を間近に見つつ、情報交換や個別事例の相談、共同で行う研修などを丁寧に重ねていくことにより、教育指導面における協働・連携が真に実のあるものとなっていくことが期待できる。

## 6 分教室における教育

### めざす教育・育てたい力

自立し社会参加する「生活する力」「働く力」を育てる。  
就労を始め、生徒に応じた卒業後の生活の準備にむけた進路指導に取り組む。  
個別教育計画を活用して生徒・保護者とともに教育を考える。

### 教育課程



### 対象生徒

公共交通機関又は徒歩による自力通学ができること。  
集団活動中心の学習が可能であること。

\* なお、給食がないため、お弁当を持参するなど昼食は各自で用意する。

\* 学校教育法等の一部改正により、「盲・聾・養護学校」の名称が「特別支援学校」となりましたが、県立盲・ろう・養護学校については校名を変更していないこともあり、ここでは従来どおり「養護学校」で表記してあります。

## 後期中等教育段階における様々な教育形態の実践例

分 類	実 践 例	概 要
分教室	神奈川県等7県18校 (H19.4現在))	自力通学のできる知的障害が比較的軽度の生徒が対象 高校の行事への参加や授業交流などを実施
共生推進教室(分教室)	大阪府立たまたがわ高等支援学校共生推進教室(大阪府立枚岡樟風高等学校内に設置)	生徒数1年3人、2年2人、3年2人 4つの授業形態 クラスでの授業(付添いの教員等がない) クラスでの授業(付添いの教員等がいる) 小集団の授業 個別の授業 (共生推進教室の生徒が集い行う授業)
高等学校に特別支援学校(本校)を併設	滋賀県立長浜高校に併設された県立長浜高等特別支援学校	高校の校長と特別支援学校の校長は兼務 生徒数1学年16名 入学式等の行事、特別活動等の一部は合同実施 長浜高校には、普通科と福祉科がある
就労することを目的に職業教育を中心とする専門教育を行なう学校	高等特別支援学校等	専門学科を中心とする学習(家政、農業、工業、流通・サービス)
高等学校に設置される特別支援学級	なし	学校教育法において高等学校の特別支援学級を置くことができると規定されているが、小中学校の特別支援学級に認められている教育課程編制の特例(特別支援学校の教育課程を使える)が認められていない。
知的障がい生徒自立支援コース(高等学校に設置された知的障がいのある生徒を対象としたコース)	大阪府立阿武野高校他、府立高等学校9校に知的障がい生徒自立支援コースを設置	生徒数1学年(2~3人程度) 4つの授業形態 クラスでの授業(付添いの教員等がない) クラスでの授業(付添いの教員等がいる) 小集団の授業 個別の授業 (自立支援コースの生徒が集い行う授業)

### 学校教育法第81条2

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

知的障害者 肢体不自由者 身体虚弱者 弱視者 難聴者 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行なうことが適当なもの

### 学校教育法施行規則138条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、・・・特別の教育課程によることができる。

### III 支援シート（様式例）

#### 支援シート I これまでの支援 これからの支援

（記入のポイント例）

ふりがな 氏 名	所属機関	記入日	相談メンバー
	↓		

\*記入者には○印をつける

	項 目	内 容
Do これまでの取組	所属機関	*本人・保護者から聞き取り相談する内容をここに記入する  (例) どんな学習をして何が出来るようになりましたか どのような学習の方法がよかったですか 学んだことで家庭生活や地域生活で活用されていることは何ですか
	家庭生活	(例) 家庭ではどんなふうに過ごしていますか 何か困っていることはありますか 家で出来るようになったことは何ですか
	余暇・地域生活	(例) 休日はどんなふうに過ごしていますか 何か困っていることはありますか 地域の人にどんな協力をしてもらっていますか
	健康・安全・相談	(例) 健康や食生活について配慮してきたことは何ですか 医療面で安心できるようになったこと、心配なことは何ですか 何か困ったときの相談相手は誰ですか
See これまでの取組の評価		(例) 今までで一番成果があったことは何ですか これからも継続していきたいことは何ですか 次のステップは何ですか 「こうしてほしい」と思うことは何ですか  *子どもに応じた項目を記入する
Plan これからの計画	これからの方針	(例) 何を一番大切にしていきたいですか どんな人とのネットワークを広げたいですか
	所属機関	} (例) 今後どんなことに取り組んでいきたいですか そのために必要な支援は何ですか
	家庭生活	
	余暇・地域生活 卒業後の生活	
	健康・安全・相談	

記入例3 複数の機関と連携した高等部3年生のケース

支援シートⅡ 支援の内容と役割分担

ふりがな氏名	Cさん	所属機関	(株)◇◇ (3学年)
記入日	平成17年3月3日	相談メンバー	Cさん ◇◇さん ◎◎さん ■■さん 〇〇さん ▽▽さん □□さん
見直し日	平成17年9月3日	相談メンバー	Cさん ◇◇さん ◎◎さん ■■さん 〇〇さん ▽▽さん □□さん

\*記入者には○印をつける

課題 または ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働に対する意欲を持続し、就労先への定着を図りたい。</li> <li>○健康管理・余暇活動・対人関係を踏まえ、安定した生活を送りたい。</li> </ul>
------------------	---

項目	どこで機関	だれが担当者	どんなことを支援の内容	見直し予定日	見直し評価
所属機関	(株)◇◇	◇◇さん 連絡先;123-4567	<ul style="list-style-type: none"> <li>○励ましを通じて、本人の労働に対する意欲を引き出す。</li> <li>○仕事のトラブルや職場の人間関係から意欲を失いやすいので、仕事の様子から本人の精神状態を把握し、適切にアドバイスする。</li> </ul>	6/3 (トライアル雇用)	3日間程休んだが職場では順調に働いている。6ヶ月後に再評価を行う。
家庭生活	グループホーム◎◎	◎◎さん 連絡先;111-1111	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活リズムを崩しがちなので、適時アドバイスを行う。</li> <li>○精神的なストレスから体調を崩しやすいので、本人が不調を訴えた時に、かかりつけの病院へ行くことを勧める。</li> </ul>	9/3	ホーム職員との人間関係がまだ出来ていない。ホーム職員以外で相談できる人が必要。→バスケットチームの■■さんが相談にのる。
余暇・地域生活	グループホーム◎◎  バスケットボールチーム■■	◎◎さん 連絡先;111-1111  ■■さん 連絡先;000-0000	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヘルパーやボランティアを活用した外出支援を行うことで、休日の過ごし方の充実を図る。</li> <li>○月2回程度の活動を通じて、本人のストレスの発散、健康管理等を図る。</li> </ul>	9/3	経験不足により金銭感覚が十分に育っていない。→ボランティアにアドバイスを依頼。バスケットボールの活動は順調、継続する。
健康・安全・相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・就労援助センター</li> <li>▽▽園</li> <li>□□養護学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・さん 連絡先;000-0000</li> <li>▽▽さん 連絡先;987-6543</li> <li>□□さん 連絡先;333-3333</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当面、本人に関わる情報の取りまとめ役を担当する。必要に応じて各機関に情報提供を行う。</li> <li>(出身施設)</li> <li>○月に最低1度、グループホーム◎◎を訪問し、アフターフォローを行う。</li> <li>○土日、休日については、本人が相談等に訪れることのできる体制をつくる。</li> <li>(出身校)</li> <li>○月に最低1度、(株)◇◇を訪問し、アフターフォローを行う。</li> <li>○訪問に際しては、・・就労援助センターに連絡し、連携を図る。</li> </ul>	9/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続きコーディネーター役を継続。</li> <li>出身施設のフォローは月に一度の訪問を継続。</li> <li>出身校のフォローは2～3ヶ月に一度に変更。</li> </ul>

かながわの特別支援教育推進プロジェクト会議  
後期中等教育段階における様々な支援の在り方（報告）

編集 かながわの特別支援教育推進プロジェクト会議  
発行 神奈川県教育委員会

平成21年 3月



教育局子ども教育支援課

横浜市中区日本大通 33 〒231-8509 電話 (045) 210-1111 (代表)